## 会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 平成30年度美里町文化財保護委員会
- 2 開催日時 平成30年7月5日(木)13時55分から16時00分まで
- 3 開催場所 美里町近代文学館 2 階視聴覚会議室
- 4 会議に出席した者
  - (1)委員 粟野敬一、扇 明美、斎藤順一、佐藤憲一、佐藤禮志、曽根昭夫
  - (2)事務局 大友教育長、佐々木教育次長、草刈課長補佐、倉橋主査、 岩渕技術主査
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数 0
- 8 会議資料 別添のとおり
- 9 会議の概要

必要に応じて次の事項を記載する。

- ・意見等の概要
- ・発言者氏名及び発言内容の詳細な記録
- ・今後の対応

詳細は以下のとおり

(1)開 会 (午後1時55分) 司会 草刈課長補佐兼文化財係長

(2)事務局

それでは定刻前ではありますが皆さんお集まりいただきましたので、 平成30年度第1回文化財保護委員会を開催致します。まず、初めに 委嘱状の交付を行います。

教育長より6人の委員に交付

事務局

それでは開会に当たり教育長より挨拶をお願いします。

教育長

皆さんこんにちは、私2月20日付で教育長に就任致しました大友 義孝と申します。委員さん方よろしくお願い申し上げます。皆様方ご 存じのとおり教育委員会制度が大きく変わったところです。今まであ りました教育委員長という制度なくなりまして教育長のみとなりまし た。これまで教育委員として5名の委員さんがおられ、互選で教育長 と教育委員長を選出していたわけですが、今回から教育長は議会の同 意を得て教育長就任ということになりました。従いまして委員ではな いという形になったのが大きく変わった点であります。その他にも委 員の任期が4年でありますけれども、教育長のみ3年という形になり ました。それはなぜかというと町長等の任期が4年であるため、4年 間の中で1回は教育長が誰であるかということを示して、議会の同意 を頂いて就任するというように大きく変わった点でございます。そう いった大転換期でありました。皆様ご存じのように私は教員ではなく 町の職員でありました。経験は行政職員のみではありましたが仙台市 の教育長さんも行政の方から就任されてございます。全国的にも様変 わりしている教育委員会であるということでございます。さて、皆様 方には文化財保護のみならず町の振興について広い面で意見を頂きご 協力を賜りますことを改めて感謝申し上げます。本当にありがとうご ざいます。この度は、文化財保護委員に委嘱させていただきましたが、 私は、まちづくり、人づくりの原点は自分の住んでいる地域を知ると ころから始まるのではないかなと思います。それを知った上でそれを どのように育てていくか、活用していくかが2つ目のステップで、3 つ目はそれを財産と思って歴史を育てるといいますか、育むといいま すか、そういった繰り返しによって人づくり、イコールまちづくりが ステップアップしていくのではないかなと感じております。その中で 地域を知るということはもちろん人を知るということでもあるわけで ございます。土地を知るということもあるわけでございます。文化を 知る、歴史を知る。人によって何に特化していくかということがある かもしれません。私は、人づくり、まちづくりはそこに原点があるの

ではないかなと思っております。今日は皆様方にご報告を担当の方からさせていただきますが1つ委員会の皆様方から答申を頂いておりました槻ノ木ですね。先週教育委員会の定例会がございまして、そちらで原案のとおり可決させていただきました。この間大分長い間でございましたけれども、本当にありがたく思っております。

前の文化財保護委員会の副委員長さんでございました亡き渡辺國雄さんが、病床にて槻ノ木を思って句を読んでいただきまして、これを教育委員会で保存してくれと申し付け頂きました。そこで、町長に話まして弔辞を読んでいただく際にこの句をぜひ入れてほしいとお願い申し上げまして、そのとおりなったということでございます。渡辺國雄さんは私の師でもありまして役場の先輩でもありましたけれども、広い視野で社会を見られていた方でございます。いろいろご指導いただいた方ございます。今日は文化財保護委員会第1回目でございますので、委員の皆様忌憚のないご意見を頂き、さらに教育委員会ステップアップしてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

事務局 事務局側も大分異動がありまして自己紹介をさせていただきます。

事務局 事務局側で自己紹介

委員 委員さんの自己紹介

事務局ありがとうございました。それでは協議に入りたいと思います。

まず、最初に委員長、副委員長を決めたいと思います。

教育長 それでは今日は第1回目ということでございますので、委員長さんが決まるまで、仮座長役を務めさせていただきます。美里町の文化財保護条例がございまして、その中に文化財保護委員会のことが載ってございます。第6条の方に委員長、副委員長をそれぞれ1名を置くということになっております。委員長及び副委員長は委員のそれぞれの互選によって定めるということになっております。従いまして委員長さんが決まるまで仮座長役を務めさせていただきます。

教育長 それでは、文化財保護委員会の委員長さんをどのような形で選出したいよいか皆さんのご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

曽根委員 事務局で腹案ありますか。

教育長 腹案ということでございますが、何かありますか。

事務局 佐藤憲一さんにお願いしたいのでありますがどうでしょうか。

委員 拍手をもって承認

教育長 それでは委員長に佐藤憲一様が就任ということにさせていただきま す。もう一度皆様の拍手をお願いいたします。 委員 拍手をもって承認。

教育長 委員長の進行で副委員長、協議事項等進めさせていただければと思 います。まずは、就任のご挨拶を頂ければと思います。

佐藤憲一委員 前任期中に委員長をやるようにということでお引き受けました。 これまで何年やっているか、ずっと委員長としてきましたが、なかな か力不足で委員会で出された意見というのを町の方に反映させるのが、 力不足だったなと反省しております。また、新たな気持ちで皆さんと 一緒にやっていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員長 副委員長はどのような形で決めたらよろしいですか

事務局 副委員長に粟野敬一さんにお願いできればと思います。いかがでしょうか。

委員 拍手をもって承認。

委員長 それでは、粟野さん就任の挨拶をお願いします。

乗野委員 文化財保護委員になって年齢的には私が一番古くなっているのかな と思いますが、専門的な知識不足で皆様にはご迷惑をおかけしますが、 皆さんと一緒にやっていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員長 それでは早速協議に入りたいと思います。議事録署名員を決めてい きたいと思いますが、私の指名でよろしいでしょうか。

委員 はい、よろしいです。

委員長それでは、佐藤委員と斎藤委員にお願いします。

委員長 それでは協議の 、天然記念物、十王山の槻ノ木の指定についてと いうことで、事務局から説明をお願いします。

曽根委員 その前にですね。名簿に書いていただいたんですが佐藤禮志さん新 任になっていますが、再任ではないですか。

事務局 申し訳ございません。再任です。

委員長 それでは訂正して下さい。

事務局はい、わかりました。訂正をお願い申し上げます。

委員長それでは十王山槻ノ木の指定について事務局説明をお願いします。

事務局 ご報告遅れましたが、荒関委員さん欠席ということでご報告いただ いております。よろしくお願いします。

協議の としまして、平成25年の2月に教育委員会定例会にて町の文化財指定についてと議論なされまして、同2月28日付で十王山の槻ノ木の文化財指定について、文化財保護委員さんに諮問がありました。それを受けて町の方では土地の所有者さんの所に何度か訪問し、説明をするとともに並行して平成25年7月には東北大学植物園の大橋名誉教授を訪問し、いろいろと指導をたまわりますようお願い申しあげました。その後8月に現地に来ていただきまして解説をたまわり、

その後2月、3月と2回の文化財保護委員会を得て答申書案をまとめ ていただきました。平成26年には教育委員会での答申報告を得て、 土地の所有者さんを訪問いたしまして文化財の指定の同意のお願いを 2度程してきましたが、残念ながら同意を得ることができずにいまし た。今回平成29年に土地が町に寄贈されることになって、29年9 月に町に寄贈され登記が完了しました。その後町の方で測量が入って いるのですけれども、私の方で勘違いしておりました。測量が入って から寄贈となるものだと思っておりましたが、実際は先に寄贈がされ ていたということが改めて確認が取れましたので、町の財産を扱って いる防災管財課を通じて町長の同意を得まして、今回6月29日の定 例教育委員会にて改めて指定へという運びになりました。指定理由等 につきましてはお配りしました答申書をご覧いただければと思います。 答申につきましては平成26年3月27日付で指定されるべき文化財 槻ノ木ということで大橋先生から頂いた意見を別紙理由書の中に盛り 込んで定例会に答申しております。当時いらっしゃらなかった委員さ んもいらっしゃいますので簡単に内容を読み上げていきたいと思いま す。十王山の槻ノ木にしました。漢字2文字の槻木でも「つきのき」 と読みますが、漢字の槻にカタカナのノを入れて地元で親しまれきた のを尊重してこの指定名称になりました。樹種はニレ科のけやきとい う植物でございますが、大橋先生からご指導頂き、槻というのはけや きの古い呼び方ですよと教えて頂きました。大橋先生からは上部の折 損は残念ではありますけれども、それが残っていれば県指定でもおか しくない、非常に良い樹木であり、残されたところも地元で治療を受 け樹勢も取り戻しており元気のいい木である。ぜひ、今後も残して行 ってほしいという話を頂いたうえで、皆様方から意見を反映し、答申 書を取りまとめました。場所は美里町木間塚字十王山、南郷庁舎の西 側に300から400mぐらいいったところ小高い台地状になったと ころにあります。南西の斜面に根が張りまして非常に大きい木がござ います。斜面に生えておりますので写真を見ていただくのが一番です が、この写真は平成26年に撮影したもので、現在では葉が生い茂り、 これほど根茎が良くは見えなくなっています。

委員長

今日出ている資料、平成26年3月27日付で答申した訳ですが、この時、当時斎藤委員さん、佐藤委員さんはいなかったわけですね。 槻ノ木の文化財としての価値についてはここに書いているとおりであります。4年経った今でも変わりないです。経緯をもう少し補足的に説明していた方がいいのではないでしょうか。なぜ、26年に答申したのに今まで残っていたのか知っていた方がいいと思うのでもう少し

単刀直入に言ったほうがいいのではないでしょうか。

事務局

今回文化財の指定になったのは樹木でありまして、樹木は土地の所 有者が、樹木の所有者となります。私が当初教育委員会に議案をかけ ようと思って調べ始めたときは樹が位置する公園が町の公園だと思っ ていました。町の公園なら町が所有者だろうと。それまで旧小牛田町、 旧南郷町含めて指定文化財が非常に少ない中で大震災が起こりいろん なものが解体されたり失われたりしていきました。その際、指定して おくことの重要性を改めて痛感しまして、指定の流れをつくるために 指定しやすそうなものから順に指定していこうとしたところ、地権者 が町ではなく民間の方だったところが始まりです。改めて調べた結果、 公園にはなっているのですが地元行政区の方々が地権者さんから無償 で借りるという契約を結んでいました。そこで、その地権者さんのと ころに改めて槻ノ木を文化財に指定していただけないかというお願い をしに何度か行っていました。地権者さんは仙台市にお住まいの方な のですが、「最近は十王山の方になかなか足を運べていない。普段は公 園ということで地元の人が使っているわけで、今では公的な性格も帯 びてきていると思う。さらに、その上でそこに生えている木が文財に 指定されるということになれば、なおのこと公的な性格が強くなって いくはずなので、この土地をぜひ、町の方で町有地化してほしい。」と いうお話が地権者さんからありました。いろいろと町の関係課と確認 したのですが、「町は財政が厳しく様々な町有地の売却を進めていると ころであり、その中から地元の人達が今の体制のままで、特段問題に していない以上予算をつけて買い取ることはできない。また、文化財 を指定したことによってその後土地を買い上げという事例はあるが、 指定するために先に買い上げるということは、あまり聞かない。寄付 してほしいうようなことも、町から言い出すこともできない。」という 状況でした。また地権者さんも時期は覚えていないとのことでしたが、 「旧町時代に寄贈の申し入れをした際に受け入れてもらえなかった記 憶があり、地権者側からも寄贈を申し出る気になれない。」ということ で、なかなか土地の問題が解決せずに同意に至らないというような状 況にありました。その間、電話でご挨拶したりだとか、仙台方面に出 張の際に顔を出したりだとかしてきました。昨年度になって地元区長 さん経由で、次の契約更新のこともそろそろ話題になってきている。 地権者さんのほうでも、土地を手放して地元で使いやすいように活用 していただいた方がいいのではとの話があり、これを受けて行政区か ら町に土地の寄贈を受けて欲しいというお願いが届き、ようやく事態 が動きました。また、地権者さんの方でも状況が変わったということ

で、改めて町に寄贈の申し入れがなされ、昨年度急に土地の問題が解決しました。しかし、そこに私の勘違いがありまして半年程遅れた部分があるわけですが、所有者の問題が解決したということで今回改めて同意を得られてようやく文化財指定が実現したというのが細かいところです。

委員長 土地の問題だったんですね。木の所有者の同意が得られる状況ではなかったですね。答申はされても指定までいかなかった理由です。文化財は全て所有者の同意があって町で初めて指定することができるので価値はわかるのですが、同意がえられなかった。今日まで延びた理由です。幸い一番いい形で納まったのかなと私は思います。それで、教育委員会にかけた答申書の所有者を書き変えて答申したのでしょうか。

教育長 所有者は美里町として協議しております。

委員長そうですよね。ほかにこの件に関して質問とか、意見ありますか。

粟野委員 槻ノ木のあるところは地番が15-1ですよね。

事務局 お配りしたのが公図でございまして、今回町の方に土地の受け入れをなされたというのが15・1というところでございます。以前の答申では15と記入しておりましたが、私の調査が及ばなかった部分でありまして今回改めて税務課で地番の確認をしたところ、15・1ということが確認できました。今回の指定の部分でも15・1で指定しております。

委員長 そうすると 1 5 - 1 の部分ですね。公園の部分ですね。色を付けて頂くと助かります。

事務局そうですね。すみませんでした。

委員長 それに木が15 - 1のどの部分にあるか印をつけていただくと分かりやすかったと思いますね。それと今年の6月29日の最終週に、教育委員会にかけた時の最終的な資料もつけて頂くと良かったかなと思います。これはあくまでも、26年度の分ですから所有者が町になっているであれば、それでの答申、所在地も書いていると思うので、その辺どうなのかと思います。

事務局 指定同意書をですね。教育委員会の議案資料として添付しております。その中では所有者を美里町として掲載されております。

委員長 一括して経緯が分かるようにしてください。それから今話の中であった東北大学の名誉教授の大橋先生が来てくれて、1日きちんと現地を見てくれて、文化財指定に値する記念物だと推薦された。あのときの資料も、そのままでの状態で原本のまま綴じて頂きたい。我々委員だけではなくて、さらに樹木の専門の人の意見を受けて我々は答申し

たのだということになっていますからね。大橋先生の推薦文というのか、あの資料は原稿文と一緒に綴じておいてもらいたいと思います。これは町として天然記念物第1号になると思いますからね。文化財に指定してもまことにふさわしいけやきの木であるということです。基本的にはこれからも、地区の人達にお願いする形になるわけですか。

教育長

教育委員会で指定させていただきまして、区長さんに連絡さしあげたところでした。管理の部分について町に寄贈を受けても地元で管理していくという意思表示を頂いておりましたが、改めてお会いしまして管理の協定書になるかと思いますが、それをきちっととりかわしをしまして、これまでどおり地元の方で管理して頂ければと思っております。

委員長

いずれ、町の土地になったわけですから、最終的な管理の責任も町にある。これまでは地域と所有者とが何年か毎に契約を更新していたわけですよね。それがなくなるということですよね。もう一点ですね。これ、現在設置されている看板には「保存記念物」と表示されていますよね。これはどこが設置した表示なのですか。

事務局

申し訳ございません。私もちょっと調べきれなかったのですが教育 長は北側にある茶色い看板どこで付けたのかわかりますか。。

教育長

私も、存じ上げない部分になりますが、地元の人達がこういうものがありますということで意思表示ではないかと思います。ただ、確認はしておりません。

委員長

説明書に書いてあるように平成12年、19年に宮城県緑化委員会の補助を得た、地元有志の手による治療を受けということで、私はこれに関係しているのではないかと思うのです。ある程度の公益機関が宮城県内の重要な文化財の天然記念物に対して、独自に重要なものだということで補助をして治療をしたということではないでしょうか。

教育長

宮城県緑化推進委員会の下部組織としまして美里町緑化推進委員会があります。そこを通しまして経費がすごくかかるものについては、 県の緑化委員会で拾って頂けるような事業があります。確かに補助金 を頂いて樹木医にお願いして、槻ノ木そのものを見て頂いて治療はしていたと記憶しておりますが、看板までの補助金というのはでてないはずです。あくまでも、存続のための木を治療するための、補助金だったと思います。

委員長

この機会に町の方でも調べて頂いて、おそらく何らかの名目がないと緑化委員会でも樹木医とか何とかを金をかけることになるわけですからできないはずだと思うのですね。保存していく樹木としてふさわしいとの考えで、治療時に名前が付けられた可能性があるのではない

かと思うんでね。調べて頂いた方がよろしいと思います。

教育長 はい、わかりました。

事務局

副委員長 今度併せて標識板など作成する予定はございますか。

事務局 町の文化財だというような標識はないので早急に取り付けたいと思 います。

委員長 今ある掲示板と新たにつける掲示板で、あまり掲示板が多いと景観上も良くないし、管理上も問題あると思うので、その辺緑化推進委員会からの補助の一部として使われているのかわかりませんけども、その辺整理されて表示も考えられたらいいのではないかと思います。この辺でよろしいですか。 に入ります。それでは事務局お願いします。

郷土資料館を始め、皆様方からご指導ご指摘がありながら、なかなか反映しきれなかった部分について、本日は教育委員会の方で今後の文化財保護業務をこのように進めていきたいという考えを説明させていただきます。

文化財保護委員会については、これまでどおり年3回開催していき たいと思います。今年度につきましては今回第1回目でございます。 文化財保護に関する教育委員会事務局の現段階での考え方をご説明申 し上げたいと存じます。その上で、第2回目以降で具体的な議論に進 んでいきたいと考えております。槻ノ木が指定になりまして他の指定 文化財候補の調査を進められるようになりましたので、新たな文化財 指定を目指して、調査に着手したいと考えております。次回の文化保 護委員会でご審議いただけるよう教育委員会に諮って、文化財保護委 員会に諮問という形をとりたいと考えております。具体的には本小牛 田コミュニティセンターの前にある応安の板碑を審議していただける よう準備を進めてまいります。町の文化財に係る姿勢や理念、これは しばしばご指摘を受けている1つ大きな課題になっております。これ まで町には文化財保護に係る明文化されたものがなかったので、仮に 今回の資料では活用方針という形で記載させていただきましたけれど も、そういったものの策定に向けてまず教育委員会の方でも準備を進 めていきたいと考えております。まずは教育委員会で議論し、文化財 保護緒委員会に諮問出来るように草案の作成に努めてまいりたいと考 えております。郷土資料館の運営についても運営方針の策定に向けて なるべく事務局で草案を作成し、町全体の文化財保護活用方針などと 同様に、教育委員会から文化財保護委員会への諮問という形でお願い できればと思います。郷土資料館については運営方針とは別に資料が ございますので、それらの整理を何としても進めていきたいと考えて おります。ただ現状では正職員だけでは難しいのでボランティアにご

協力を頂きながら進めていくということでございます。

広報等で募集をかけながらその後養成講座を3回ほど実施した上で、 本格的に整理作業に入れるよう、また事務局の職員も時間を割けるよ う準備していきたいと考えております。簡単ですが以上でございます。

委員長

今事務局の方から 文化財保護にかかる今後の事案について説明ありましたが、皆さんの方から質問・ご意見等ありましたよろしくお願いします。

粟野委員

応安の板碑について教えて頂ければと思います。

事務局

十王山の槻ノ木を指定するにあたって所有権を確認する作業を自分なりに探りながらやったつもりです。大分前の文化財保護委員会では応安の板碑について候補としてあがっておりまして、その際にも所有権の確認の話をしたところでございます。大変な作業ではありますが、今なんとなく慣れてきた感じがある際に、引き続きそういった業務をやっていくことによって、今後更なる民間の所有者さんがお持ちの資料を文化財指定する際に効率よく出来るようにしていきたいというのが一つあります。

もう一つがですね。ここ数年、本小牛田コミュニティセンターに呼ばれまして地元地域についての話をさせてもらっています。もちろん応安の板碑は敷地内に設置されていますので、話の中で触れるようにしているのですが、毎回「あれなんですか。」と聞かれてしまうんですね。応安の板碑については立派な看板がついていますが、やはりここらできちんと指定し、皆さんにもしっかりわかってもらいたい。幸い、本小牛田地区では自分達でしっかり学習していこうという機運もあるものですから、そういったことへの後押しをしたいというのが二つ目です。

委員長

板碑は、実は、町内にたくさんあります。応安の板碑は町内にある中で一番大きい物で大きいだけでなくて比較的に古いものです。板碑は大きさも重要で、大きければ大きいほど準備するのは大変です。町内の板碑の多くは稲井石といって石巻の方から運び込んだといわれています。あれを、こんなところに持ってきて建てるというのは相当の財力とか力がある人じゃないと建てらない。あれは、宮城県でも一番か二番目に大きい板碑です。十分価値はあると思います。問題は所有者がはっきりしていないところです。もともとは、今の八幡の〇氏宅近辺にところにあったというところまでは突き止めています。昭和40年代に〇氏宅から前の公民館があった場所に移された。今となっては移した経緯がわからなく、所有関係もどうなっているのかもわからない。あそこは、町の土地ですので、きちっとした手続きをして取り

交わしをしたのではないかと思います。

経緯などは古い記録などが残ってればわかることだろうと思います。 唯一ネックになっているのは所有関係であります。今の 氏に聞いた ところ、「どうして、うちのものがあそこにあるのかその経緯は分から ない。個人的な意見としては元の位置に戻してほしい」という意見と、 「ここにあったのだということは何らかの形で残して欲しい」と 氏 は仰ってました。私の個人的な考え方を申し上げると、板碑というの は移すものではないのです。本来あったところに意味がありまして何 処もかしこに建てるものではない。実際 氏に聞くと 氏宅の裏手の ところにお堂とかあってそういう雰囲気のところに建っていたものと いうことでした。板碑は本来供養塔ですからそういう雰囲気の場所に 建っているのが筋なんですね。いろいろ問題があって整理することが 出来ればね、間違いなく指定することが出来ると思います。私個人的 には町指定だけでなく県指定にしても問題ないのではないかと思いま す。時が経てばたつほど分からなくなっていきますので、その時の関 係者だと思われます八幡の亡くなられた本間孝さんなどは、ご存じだ ったのではないかと 氏もいっているんです。板碑を移すときちょう ど 氏は家から離れていた時期だったそうです。しかし昔を知ってい る方々は亡くなられていくのでますますね、早くやらないと分からな い。あれは町の土地に置いているわけですから早く整理しないと、問 題出てくるですよね。そういう意味で早く整理しておいた方がいいと 思います。

あと何かありませんか。それ以外こういったものも指定にしたらいいかとか意見ありましたらお願いします。

委員

特にないです。

委員長

では、次に移りたいと思います。 その他ですね。

事務局

に入る前に槻ノ木なんですが、指定になりました。あそこの根っこの部分にカヤの実が落ちていました。4年前に比べてかなり大きくなっています。大橋先生は、4年前当時は気になさらなくてもいいですよと仰ってくださいましたが、現在はちょっと心配になるくらい元気がいいんです。文化財になったからといって、今後すぐに柵をはるとかは考えておりませんけども、大橋先生がおっしゃっていたとおり今後についても考えていく必要が生じています。より良い環境で保存していくといくことを考えた時に樹木医さんに相談するだけでいいのか、改めて管理組織を立ち上げたりした方が良いのか、その辺についてアドバイス頂ければと思います。

委員長 根っこの間から生えているのですか。この写真でしょう。

事務局

この写真です。この写真は4年前の写真なのでもう少し大きくなっています。それから4年経っていますので、ツタや葉で樹木の幹が見えない状況になっております。個人的には切った方が良いものもあるのではないかと思いますが、如何せん私も植物には疎いもので。

委員長

それは何らかの形で相談した方が良いと思いますね。樹木医さんとか緑化推進委員会のみなさんとか専門の人に見て頂いて、このままいったら槻ノ木に悪い影響を与えかねないんじゃないかことであれば、切るとかね。そういうことがあっても構わないと思いますよ。

もし影響があるとかして処置するのだったら早い方がいいのではないでしょうか。樹木医さんとかに見てもらったらどうですか。文化財に指定して今後大事にしていきたいと思うのに、台無しにしかねないので率直に聞いてみたらいいのではないでしょうか。はい、それではそういうことでお願いします。

事務局

それでは のその他に入ります。埋蔵文化財の申請が例年に比べて多く増加傾向にありまして、確認調査が志賀堂城跡不動堂中学校の西側の空き地で発掘要請がありまして発掘調査をしております。他に中埣地域と不動堂地域で太陽光パネルの設置が予定されておりまして発掘調査の予定です。その他に復興関連の調査については復興交付金を活用して実施して参りましたが、町の方では復興交付金事業は完了させたいとの意向があり、復興交付金の活用した調査も完了に向けて準備していくことになりました。今年度の補正予算にて報告書刊行作業を実施していくこととしております。

標柱の設置については、今年度は劣化が進んでおりました牛飼地域の本間さんのお宅にあります石の唐戸の建替えを実施する予定です。他に中埣地域の町遺跡が発掘調査になるということで、その部分が標柱ありませんでしたので、そこも候補でありましたが、町内全域の状況を考慮しつつ設置していきたいと考えております。

国指定山前遺跡については、昨年度は法面補修の作業を行いましたが、特に今年度については実施する箇所はございませんが、柵の劣化して落ちた部分の補修を実施するつもりです。 7 月末に新任および初赴任の教職員の先生方の研修を兼ねて現地案内する予定ですので、それまでに実施したいと考えています。史跡素山貝塚についての問題は特段生じておりません。

無形民俗文化財関根神楽については神楽教室を北浦小学校の総合学習の授業の中で実施しております。1月中には3回実施しております。全体では15回程度の実施予定となっております。学外での上演としては、8月12日の北浦まつり、9月8日には関根まつりが確定して

おり、学校の方にもその旨伝えております。後継者育成については、 地元の大人の方で協力できる方を発掘していきたいと思っております。 不動堂神楽については昨年度末の文化財保護委員会の中でもう少し神 楽ができないかという沢山の意見頂戴頂きました。今年度校長先生が 変わられてちょっと休んでいた田植体験が再開されており、学校内で 神楽の上演を行えるよう働きかけていきたいと考えております。

歴史講座については青生小学校、中埣小学校等から依頼を受けております。また、ここには記載してないのですが地域のお茶っこ飲み会にて色々な話をする講座が図書館で始まりました。図書館の資料から昭和初期くらいの状況を振り返っていただくようなものをお持ちして、昔を懐かしんでいただくとう内容ですので、文化財係としても古い道具などをお持ちし、昔の話を教えていただくとともに親しんでいただくつもりでおります。

企画展といたしましては、県の発掘調査パネル展借用して展示する 発掘調査パネル展を予定しております。郷土資料館での開催はどうか との声も役場内部では上がりましたが、資料館の特異なレイアウトで は実施が難しいとの結論になっており、例年どおり近代文学館町民ギャラリーでの実施の予定です。

郷土資料館一般開放については夏季と秋季の2回実施するつもりです。郷土資料館の体験講座ということで工作教室や自由研究教室などを実施する予定です。また大崎管内文化財パネル展も実施する予定です。さらには天然記念物も指定になりましたので、文化財講座「十王山の槻ノ木」を深く知ってもらう講座を開催していきたいと思います。

文化財保護委員会は今まで夏場に1回、その後年度末に2回ということが多かったのですが、今年度は様々な議案を教育委員会経由で文化財保護委員会でも議論していただく必要がございます。つきましては2回目を10月頃に、また第3回目を平成31年1月頃にできればと考えております。

県の事業で文化財パトロールというのがあります。今年度も曽根委員さんに引き受けて頂きました。山前遺跡をはじめ、全6遺跡での実施の予定となっております。

委員長 はい、どうもありがとうございました。今の件について何かありま すか。はい、斎藤委員さん

斎藤委員 宮城の発掘調査パネル展というのは、県から資料を借用して実施するので町が主催になりますか。

事務局 そうですね。巡回展という形で実施するものではありませんので、 町が主催でやるものです。 斎藤委員 その時、町の地図とか、地図、写真、年表パネルというのは現在作成中であって、県のパネルと一緒に展示するというのは難しいとは思うのですけれども、町の埋蔵文化財とか文化財について講演とかを設けられたらいいのではないでしょうか。それからもう一つは郷土資料館を一般開放するようになれば、展示期間によっては当然展示物も変えられるのですよね。

事務局 開放後は、半分ぐらい変える形になるかと思います。

副委員長 特別企画展というのは実施しますか。

事務局 皆さんが思うような特別企画展というのは考えておりません。今持っているものの入れ替え程度しかできません。

委員長 常設展示にはテーマがあるのですよね。テーマは変えないで資料だ け変えるということですか。テーマも変えるということですか。

事務局テーマはそのままに、テーマに沿った資料を入れ替えるつもりです。

委員長 入れ替えるだけの資料はあるということですね。斎藤委員さんがいった宮城の発掘調査パネル展のときに講演なんかもやったらいいのではないかという意見もでましたがいかがですか。

事務局 おっしゃるとおりやりたいのですが今年は難しいというのが本音でございます。難しい理由といたしましては、郷土資料館の体制が確立していないということ、その時期に伝統芸能の支援が入っている、埋蔵文化財の発掘調査も同時期に入っているという状況で、にっちもさっちもいかないというのが正直なところです。講座についても比較的短期間で準備できる簡易なものを実施している状況です。

今年度の調査成果によっては、来年度以降は町の発掘調査パネル展として、県のパネル展だけでなく、町のパネルも大きく作って同時に展示することが可能になるかと思います。

曽根委員 岩渕さん一人で大変なので我々にも、お手伝いできるところはやり たいと思うので情報を流していただきたいです。

委員長 岩渕さん一人でやることが多いので、曽根さんだけでなく他の委員 さんもお手伝いできるところはやりますのでぜひ、声をかけていただ ければと思います。

事務局あまり、無理をせず頑張らない程度にやりたいと思います。

委員長 教職員の研修会は毎年やっているようですが、反応とか効果はどう なのですか。

事務局 文化財としてやっているわけではなくて、教育委員会の本体事業と してやっているものです。

委員長 効果はどうですか。

事務局 先生方には好評ですが、具体的に子供たちに見せることができてい

るのは青生小学校ぐらいです。

曽根委員 山前遺跡に青生小の先生と生徒さんが来らました。生徒の皆さんが この木何の木聞くと分からないと。先生の教育をするということも いいのではないでしょうか。

事務局 木についてはお恥ずかしいながら、私も山前公園内に生えている木 が半分ぐらいしか把握できておりません。

委員長 山前の木は自然に生えているんではなくて、意識的に植えているで す。まさに、当時縄文人はとちの実を食べたわけです。

事務局 私持っている資料にも木の説明はあるんですが、どれがどの木だかわからない状況です。

委員長木に名前を結びつけてればいいんですよ。くるみとかとちとかね。

扇委員 郷土資料館にある資料等の目録とかあるんですか。どういうものが あるか分類別されたリストはありますか。

事務局 おはずかしいながらなってないんです。郷土資料館に運び込む前の リストはありまして、そこの中から何々を運び込んだというチェック はしてあるんですが。それから抜き出して郷土資料館用のリストまで は作成しておりません。

扇委員 例えば絵画とか工芸とか項目で、分類されていないということです か。

事務局 郷土資料館に前の分類はあります。その中からどういったものを持ってきたかというリストはありません。

委員長 扇さんおっしゃた資料目録というのは、一般の人(町民含めて)に もどういうのがあるんですかといった場合見せられるものを言ってる んだと思うんです。扇さんいったみたいな目録は作るのが理想です。

扇委員 宮城の発掘調査パネルということで宮城県教育委員会が作成した前年度の発掘調査の成果をパネルということなんですが、8月10日から8月26日までの予定のようですが、どういった内容のものか今言える状況ですか。

事務局 借りに行く日程までは決めているんですが、まだ、どういった内容 のものかまだ実物をみていないのでここでは言えません。

扇委員
町民に広報として伝える段階はいつですか。

事務局 8月号の広報に掲載する予定になっています。

委員長 他にございませんか。佐藤委員さん。

佐藤委員 体験講座まが玉つくりというのがあります。これは一般の方それと も、児童生徒を対象にした方ですか

事務局 児童生徒を対象にしたものです。

佐藤委員 そして、石に穴を開けてやるんですか。

事務局そうですね。まが玉つくりというと一番簡単にできる講座です。

佐藤委員 それで、首にかけたりするんですか。

事務局 そうですね。それで、山前遺跡や素山貝塚を一緒に見に行きましょうというのがセットになっているんです。

佐藤委員 講師の先生はくるんですか。

事務局 はい、私岩渕が実施します。子どもができるような簡単なものなん です。

扇委員 もう一点だけいいですか。大崎管内文化財パネル展なんですけど 各町が1枚づつパネルを作成し、ということのようですが美里町では 決まっているのですか。どういう過程で決定するんですか。

事務局 県の出先機関で北部教育事務所という機関があります。そこが音頭をとって北部管内の担当者会議をやっております。その会議の中で、何をするか、またそのテーマはどうするかという協議を行っています。今年度は、伝統芸能をテーマにパネル展を開催することにはなっていますが、美里町は何を題材にパネルを作るかはまだ決めておりません。

委員長 おちゃっこ飲み会なんかにもでていきたいということなんですけれ ども、説明用のテーマとか資料なんか岩渕さんが作っているわけです か。

事務局 古い話なんか聞きたい場合、説明するのに草刈館長について行って いるという状況です。

委員長 去年か一昨年あった文化財冊子みたいなのを作るといってたのをいつの間にか、どうなったのか分からなくなったんですが、原稿をまとめて出すとかといってましたよね。こいうものにも利用できるように作ったらいいじゃないか思います。りっぱな冊子でなくてもいいのでね。いろんなところに呼ばれたら利用できるような冊子をね。配りながら話を聞いてもらうということは非常にいいことだと思うます。ぜひ、そういうのを作ってね。小牛田の歴史を聞かせて頂けませんか。ということが多いと思いますから作っていただけたらと思います。

その他に世界農業遺産について興味あるのでそのことについて聞いてみたいと思いますが、美里町と世界農業遺産のつながりはどうですか。世界農業遺産はこれこれこういうものがありますと上げられるんですか。

教育長 世界農業遺産そのものについては大崎地域の総体として捉えられています。まず、一番目は昔から使われている水管理システム、目に見える部分からは「いぐね」ですね。それから蕪栗沼であります。第1回申請の際はこれらを推していきましたが、認証までにはいきつきませんでした。町内のことについては、町内のこともテーマとしては稲

穂などが上がっておりますが、コレという目立つものは表に出てはいないということです。

委員長 世界農業遺産について産業振興課に聞きに行ったところ担当者の方はあまり知っていなかったようでした。その後大崎市の事務局に行ったら非常にわかりやすく説明がありました。美里町ではあまり我々にはあまり関係ないんじゃないのかなと捉えているのかな思いました。

教育長 世界農業遺産一番最初に係わりあったのが私なんですね。だめになったのも私の時です。何がダメだったのかというと一つ一つ当初考えられたのが写真を持ってきて、最初文字更生を作ったというのが最初です。当時は大崎市、涌谷町、美里町の1市2町で構成とりまして大崎耕土の水管理システムは1市2町だけではないだろうということで、加美町、色麻町それに、栗原もオブザーバーで入ってきたんですがなかなか栗原と大崎では違いがあるなということで、その内私が離れてしまいました。

委員長 堰とか用水路は美里町だけで完結しているわけではなく、岩出山と か鬼首まで関係しているので、用水路なんかは上流から下流まで水で 潤っている。それを作るためにはいろいろな歴史があったからです。

事務局 世界農業遺産の話は、恥ずかしながらつい最近まで私も勉強してはおりませんでした。今教育長が申し上げた通り、役所でも農業部門が担当しており、個別の相談を受けたり、立ち話で聞いたりということはあったのですが、文化財もいずれは係わるだろうとも思ってはいたものの結局は理解が乏しいままでした。そんな中、北部管内の担当者会議の中で、農業遺産が今回の認定だけではなく、今後も継続して審査を受け続けていくものだという説明を受けました。文化財サイドにも正式に係わってもらえるよう通知を出したいという話もなされましたので、少しずつかかわり合っていきたいと考えているところです。

要野委員 後藤の朱槍がりっぱに展示されていたんですが防犯上の問題で防犯 カメラとかはどうなさるんですか。

事務局 立派なものは難しいのでドレイブレコーダーや音で検知するような もので対応していきたい思います。

委員長 皆さんご覧なりましたよね。後藤の朱槍が立派なケースに収められました。防犯の問題ですよね。どんな人が槍の先もっていくかが心配であると思います。責任は町が問われると思いますので防犯の対策はしっかりしておく必要があろうかと思います。

はい、他にございますか。無ければ以上で終わりたいと思います。 ありがとうございました。

事務局 長い間ありがとうございました。以上で第1回文化財保護委員会を

## 終わりたいと思います。

BB.	_	( F 14	4 0+ 0	0 // \
閉	会	(午後	4 時 (	) () 分)

上記会議の内容	タに相違かいこ	とを証するため	ここに署名します。
	コに旧姓るいし	- C C III	

平成	3 0	牛	月	Ħ					
					盉	昌			

委 員 \_\_\_\_\_